

防府市
地域クラブ活動推進方針（案）

令和6年（2024年）6月

防府市教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・	1
1 本市の市立中学校等の部活動を取り巻く状況	・ ・ ・	2
2 今後のめざす姿	・ ・ ・	5
3 期待される効果	・ ・ ・	6
4 地域クラブ運営イメージ	・ ・ ・	7
5 防府市地域クラブの認定要件	・ ・ ・	8
6 学校部活動の地域移行に向けたスケジュール	・ ・ ・	9

はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教職員等の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっている。

- こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を、山口県においては、2023（令和5）年10月に「新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。

- 国のガイドライン及び県の方針では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。

- 本市では、このような学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域クラブ活動を新たに整備するための取組の方向性等を示した「防府市地域クラブ活動推進方針」を策定することとした。

1 本市の市立中学校の部活動を取り巻く状況

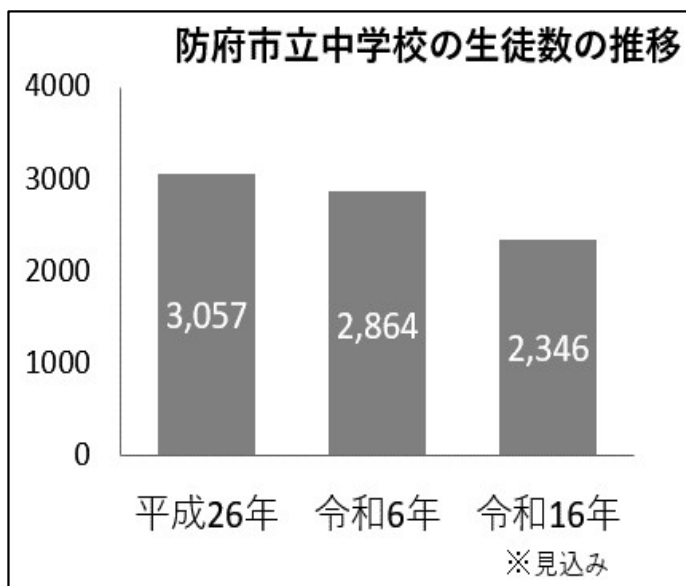
本市の学校部活動は、令和5年6月時調査では生徒全体の部活動加入率は86.5%（運動部63.3%、文化部23.2%）であり、約2,500名の生徒が何らかの部活動に所属している。

しかし、少子化が進展する中、種目によっては部員数が減少し、他校との合同チームで活動せざるを得ないなど学校単位での部活動の維持が困難となっている。

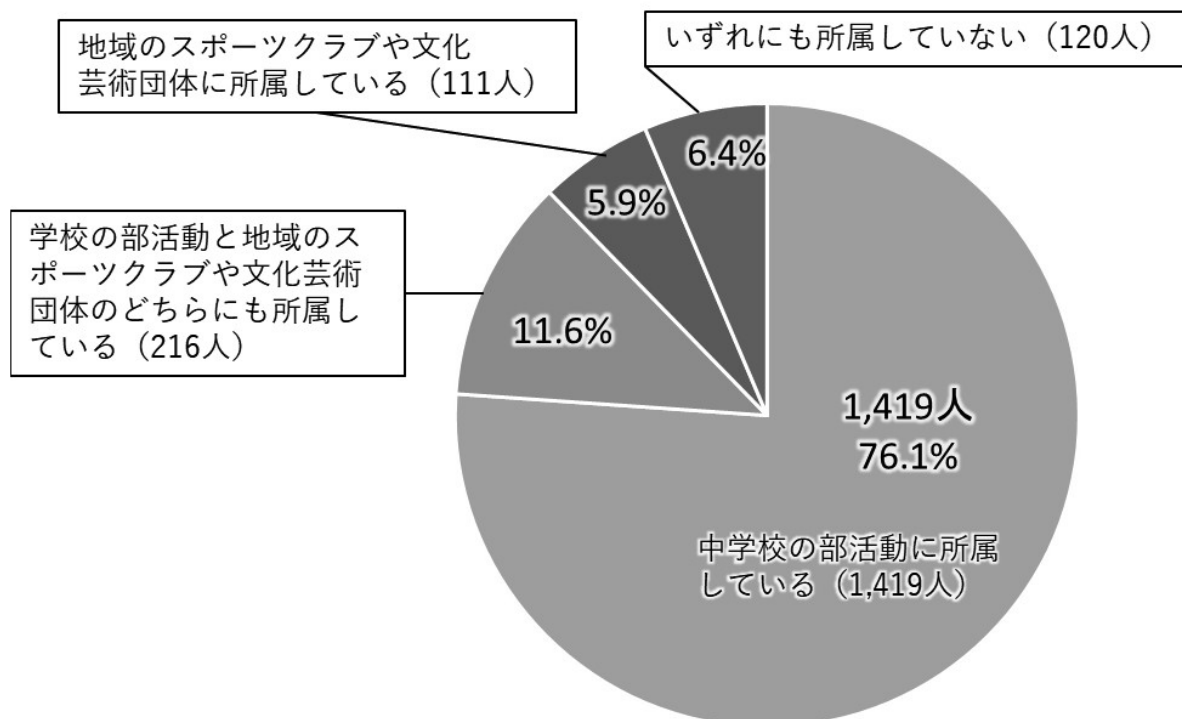
今後も、生徒数の減少が見込まれる中、子どもたちの多様なニーズに応えながら現在の学校部活動を維持することは厳しい状況にある。

さらに、スポーツ経験のない教職員等が指導しなければならないこと、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなど、担当する教職員等にとって大きな業務負担となっている。

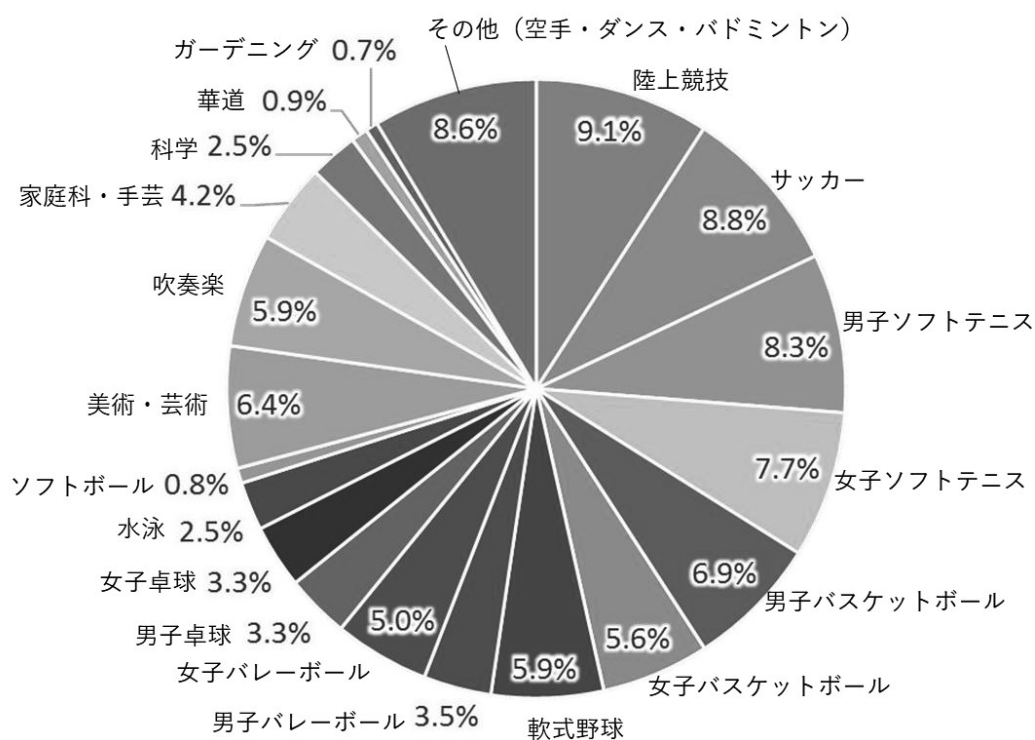
それらの理由により学校部活動では支えきれなくなっている子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境について、将来にわたって子どもたちが様々な活動に、継続して親しむことができるようにするためには学校単位から地域単位での活動に移行していく必要がある。



市内中学校(1・2年生)の学校部活動等への所属状況



地域部活動に移行した場合、何の種目に入りたいですか？



※ 令和5年7月に市内公立中学1・2年生を対象に実施

令和５年度 市立中学校における学校部活動一覧

運動部

	富海	牟礼	国府	桑山	野島	華陽	華西	佐波	小野	右田	大道	計	生徒数
軟式野球	●	●	●	●		●	●	●		●	●	9校	153人
ソフトボール				●		●						2校	23人
サッカー		●	●	●		●		●		●		6校	168人
バスケット(男子)		●	●	●		●	●	●	●	●		8校	185人
バスケット(女子)	●	●	●	●		●		●		●		7校	131人
ソフトテニス(男子)			●	●		●		●		●	●	6校	223人
ソフトテニス(女子)		●	●	●		●	●	●	●	●	●	9校	242人
バレー(男子)		●		●		●						3校	75人
バレー(女子)		●	●	●		●		●		●	●	7校	131人
卓球(男子)			●	●		●	●			●		5校	84人
卓球(女子)			●	●		●				●		4校	98人
剣道		●	●	●		●		●		●		6校	69人
柔道				●		●						2校	14人
陸上競技			●	●		●		●	●	●	●	7校	196人
水泳			●	●		●				●		4校	31人
硬式テニス				●		●						2校	6人
												12種目 16種別	1,829人

文化部

	富海	牟礼	国府	桑山	野島	華陽	華西	佐波	小野	右田	大道	計	生徒数
吹奏楽		●	●	●		●	●	●		●	●	8校	213人
QOL	●											1校	16人
芸術		●										1校	22人
科学・理科			●	●		●				●		4校	99人
家庭科・手芸			●	●		●						3校	99人
美術(ライブアート・創作活動)			●	●		●	●	●		●		6校	181人
ガーデニング				●								1校	26人
華道				●								1校	10人
総合文化									●			1校	6人
												9種目	672人

2 今後のめざす姿

今後、少子化の進展に伴い、学校単位では生徒の希望する部活動がない、または、あったとしても部員が少ないため思うように活動ができないといった状況になることが予想される。

生徒の多様なニーズに応えるため、学校部活動では支えきれなくなっているスポーツ・文化芸術活動を、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という認識の下、学校だけではなく、スポーツ・文化芸術団体の理解と協力を得ながら行政、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちの多様な体験機会の確保をめざす。

また、将来にわたり生徒の望ましい成長に寄与できるよう、学校部活動に代わり、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じてスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することをめざす。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者と必要な連携を図りつつ、ニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動ができる環境整備に取り組むものとする。

基本方針

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という共通認識の下、スポーツ・文化芸術団体等の理解と協力を得ながら行政、家庭、地域が連携して、地域全体で多様な体験機会を確保し、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備を行う。

また、令和7年度末までに学校部活動（平日及び休日）の地域移行をめざし、令和8年度から地域クラブ活動を完全実施する。

3 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化のため、存続が厳しくなった活動を継続できる。
- 選択肢が広がり、新たな活動や複数の活動へチャレンジできることが期待できる。
- スポーツ・文化芸術活動の経験を有する指導者から指導が受けられるなど、技能の向上につながることを期待できる。
- 他校の生徒との交流の中で、心身の成長が期待できる。

(2) 地域への効果

- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築により、絆の強い地域づくりにつながる。
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するなどの好循環が期待できる。

(3) 学校への効果

- 学校全体の業務軽減につながり、教材研究などの本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上することが期待できる。

4 地域クラブ運営イメージ

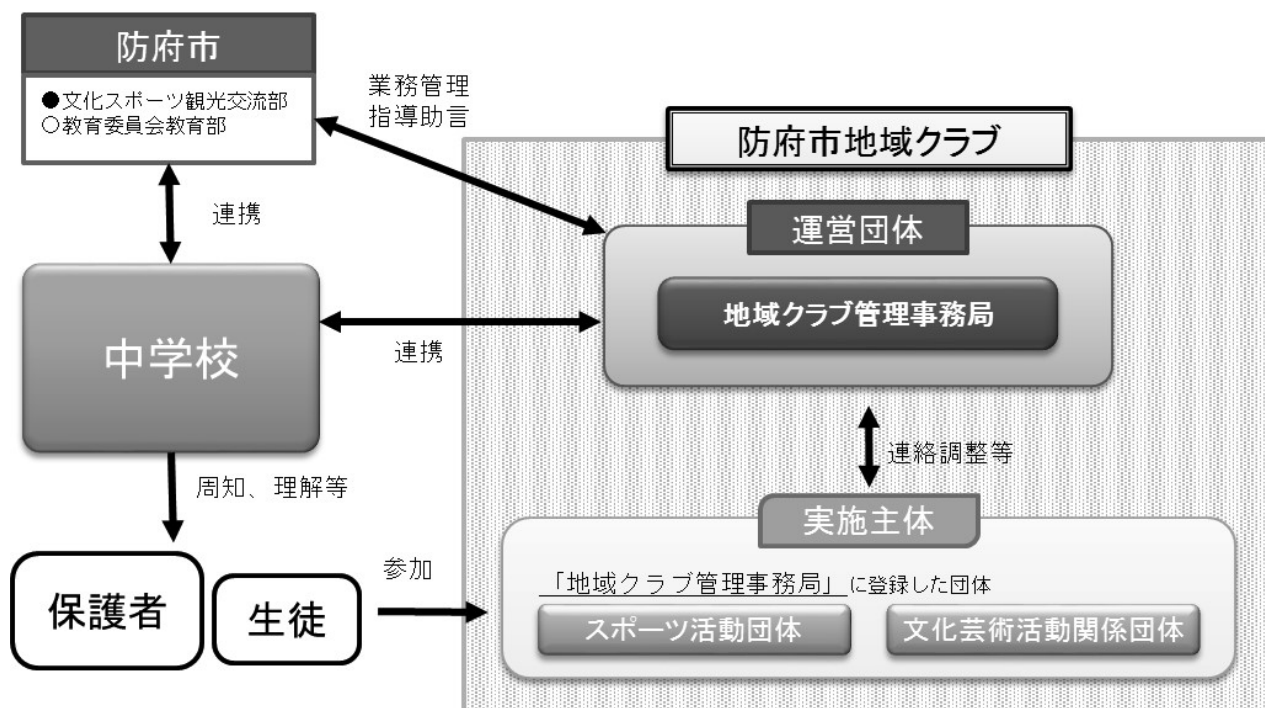
運営団体

本市では地域全体で支える「学校と地域が協働した地域クラブ活動」とするため、各地域クラブ活動を統括する運営団体については、「防府市」とする。

生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動を推進するため、運営に関する事務を「地域クラブ管理事務局」が担う。地域クラブ管理事務局はスポーツ・文化芸術団体や各学校等と連携を図るとともに、情報発信や指導者の確保、研修機会の整備等を行う。

実施主体

実施主体は、市内に活動拠点のある個別のスポーツ・文化芸術団体等とする。また、地域クラブ活動は学校部活動の教育的意義や役割を継承する教育活動であり、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは異なるものであるため、実施主体は市が定めた認定要件を全て満たす団体とする。



5 地域クラブの認定要件

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する教育活動であり、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある。

防府市が認定する地域クラブは、以下の①～⑧の要件を全て満たすこととする。

- ① 防府市内に活動拠点のある地域クラブであること
- ② スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、山口県が策定した「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に準じた活動を行う地域クラブであること
- ③ 適切な活動時間や休養日等を設定していること（週当たり2日以上の休養日を設定するとともに、練習日は平日が2時間程度、土日はどちらかで3時間程度とすること）
- ④ 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- ⑤ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わること
- ⑥ 規約等に基づき団体の運営を行い、会計については公の場で会計報告を行うとともに承認を受け、適切に執行すること
- ⑦ 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向け、必要に応じ地域クラブ管理事務局及び学校と連携する体制が整備されていること
- ⑧ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること

6 学校部活動の地域移行に向けたスケジュール

本市では、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、実証実験事業やモデル事業を実施し、課題の抽出・把握を行うとともに、関係機関等と連携して課題の解決に取り組み、令和7年度末までに学校部活動の円滑な地域移行を行う。

また、令和7年度の最後の大会、発表会等までは、学校の実情に応じて学校部活動を継続できるものとする。

